

人工バリアを構成する廃棄体の熱履歴に関する解析検討

仕様書

1. 一般仕様

1.1 件名

人工バリアを構成する廃棄体の熱履歴に関する解析検討

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という）が、経済産業省資源エネルギー庁から受託した「令和 7 年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業【地層処分安全評価確証技術開発（ニアフィールド長期環境変遷評価技術開発）】の「熱影響評価技術の高度化」項目の一環として、人工バリアの過渡期の状態変遷を考える上で、その初期状態を与える廃棄体の熱履歴に関する解析検討を行う。

ガラス固化体は、所定の貯蔵期間を終えた後、地層処分場の地上施設のガラス固化体の受入施設に運び込まれる。そして、オーバーパックに封入された後、所定の検査を経て、合格した廃棄体（ガラス固化体を封入したオーバーパック）は地下に搬入されるまでの期間、保管される。処分される際には、廃棄体は放射線に対応した遮蔽容器に格納され、地下施設の所定の場所まで運搬される。そして、遮蔽容器から取り出されて人工バリアとして定置される。

これは、人工バリアの定置工程の一例と捉えられるが、ガラス固化体は製造された時点から放射性崩壊による発熱が始まっており、上記のような工程において置かれる環境に応じて廃棄体表面の温度が規定されることが考えられる。そして、このような定置時の廃棄体の温度状態が、人工バリアにおける過渡期の挙動（特に熱影響に起因する連成現象への影響）の初期状態となると考えられる。

そこで、本検討では、ガラス固化体の所定の貯蔵期間後の状況（人工バリア定置までの一連の工程）を解析条件として設定し、人工バリア定置時における廃棄体表面の温度条件を解析的に求める。

1.3 作業実施場所

受注者側実施施設

1.4 納期

令和8年1月30日(金)

1.5 契約範囲

1.5.1 契約範囲内

各項目の詳細は、2. 技術仕様を参照のこと。

- (1) 廃棄体の処分までの熱環境に関するシナリオの構築
- (2) 構築したシナリオに基づく熱解析
- (3) 報告書の作成

1.5.2 契約範囲外

1.5.1 項 契約範囲内に記載がないもの

1.6 貸与品

なし

1.7 支給品

なし

1.8 提出書類等

下記の表-1に示す提出図書類を提出期限までに提出すること。

表-1 提出書類

番号	提出書類名	提出期限	部数
(1)	委任又は下請負届（機構指定様式）	作業開始2週間前まで	1部
(2)	実施計画書 ¹⁾	契約締結後速やかに	2部
(3)	打合せ議事録 ²⁾	打ち合わせ後速やかに	2部
(4)	報告書 ³⁾	令和8年1月30日	1部
1) 一部を確認後返却とする。 2) 一部を確認後返却とする。（決定、確認事項を含むものとする。） 3) 報告書、解析に用いた全インプットファイルは、電子データでも納入する。			

（提出場所）

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

国立研究開発政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
地層処分基盤研究施設 研究棟 2 階 ニアフィールド研究 Gr 居室

1.9 検査

「1.8 提出書類等」に示す報告書の記載内容が本仕様書を満足していることを確認する。

1.10 検収条件

「1.8 提出書類等」に示す書類および電子データファイルの納品物とその部数を確認し、「1.9 検査」の合格をもって検収とする。

1.11 検査員

(1) 一般検査

財務契約部 管財課長

(2) 技術検査

核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部 ニアフィールド研究グループ
グループリーダー

1.12 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.13 情報セキュリティ等

情報セキュリティ等の取扱いについては、別紙-2「情報セキュリティ強化に係る特約条項」に定められたとおりとする。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 特記事項

- (1) 本契約で使用する設備および備品（リース物件を含む。）については、すべて受注者側で用意する。
- (2) 実施計画書の詳細に関しては、別途、原子力機構と協議の上、決定することとする。
- (3) 本件は、経済産業省資源エネルギー庁から原子力機構が委託を受けて実施するものであり、実施体制を変更する場合、原子力機構は経済産業省資源エネルギー庁の承認を得る必要がある。従って、受注者は、合併又は分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構（核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部 ニアフィールド研究グループ）へ照会し、了解を得るものとする。

1.16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

以 上

2. 技術仕様

2.1 廃棄体の処分までの熱環境に関するシナリオの構築

地層処分場に人工バリアを定置する際のガラス固化体の温度については、これまで検討されていない。このため、第2次とりまとめにおける処分場の熱解析では、ガラス固化体の初期温度は、地温勾配に応じて設定されている。しかしながら、中間貯蔵後のガラス固化体は、図1に示すような工程を経て、地層処分場に処分される。この間、ガラス固化体は発熱しており、その温度は環境によって左右される。このため、図1の工程を廃棄体の処分までの熱環境に関するシナリオとして構築し、このシナリオに基づいた廃棄体の温度を解析によって求めることとする。

図1の工程を、シナリオ構築の参考とする。図のとおり、ガラス固化体は、再処理工場のガラス固化体作製施設において作製された後、所定の貯蔵期間を終えた後、専用の輸送機に格納されて運搬され、地層処分場の地上施設のガラス固化体の受入施設に運び込まれる。そして、ガラス固化体の封入施設においてオーバーパックに封入された後、所定の検査を経て、合格した廃棄体（ガラス固化体を封入したオーバーパック）は地下に搬入されるまでの期間、保管される。処分される際には、廃棄体は放射線に対応した遮蔽容器に格納され、地下施設の所定の場所まで運搬される。そして、遮蔽容器から取り出されて人工バリアとして定置される。シナリオ構築では、この工程を基本とする。

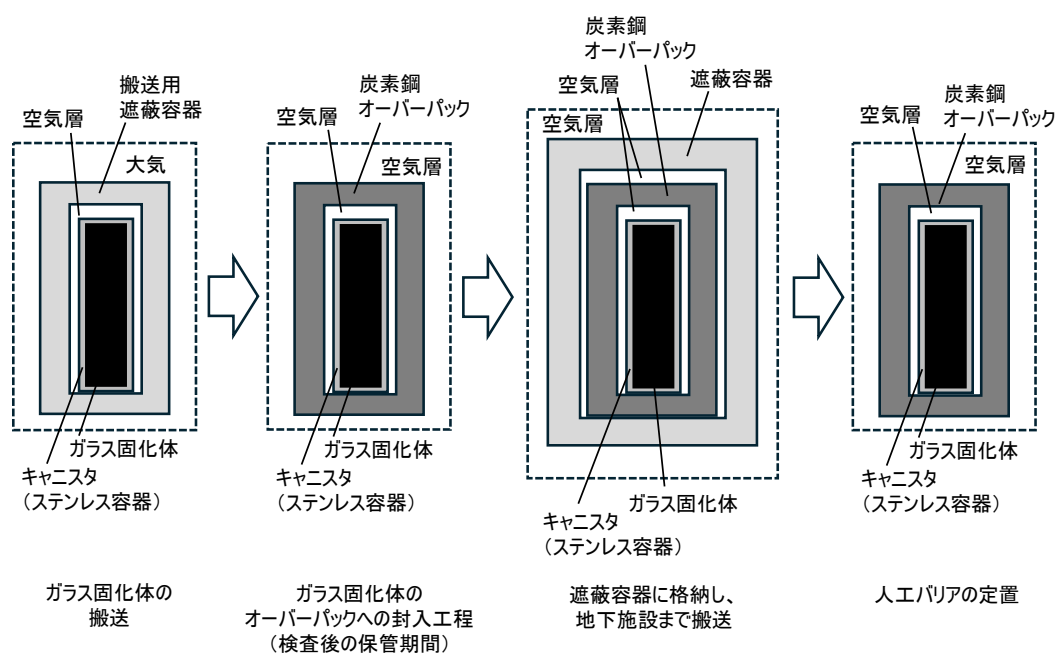


図1 ガラス固化体を中心に考えた工程のイメージ

このような廃棄体が置かれる環境を熱解析の条件として設定できるように、シナリオを構築する。シナリオの構築の際には、下記の事項を考慮する。

- 1) 解析モデルを作成することを前提に、ガラス固化体を中心に考え、ガラス固化体の周囲の状況が変化していく流れとする。
- 2) ガラス固化体の周囲の材料、環境を、作業工程の流れに合わせて設定する。
- 3) 上記作業工程における、ガラス固化体が置かれるそれぞれの環境（物性、温度など）をその時間配分（各工程間の待機時間／保持時間等を含む）とともに設定する。

- 4) 本工程のバリエーションを考える際の着目点が明確になるよう、本シナリオにおける着目点を整理する。

構築するシナリオの詳細については、原子力機構と協議の上、決定すること。

2.2 構築したシナリオに基づく熱解析

2.1 で構築したシナリオに基づき、空気（大気）への熱伝達を考慮する熱流体解析を行う。解析モデルを作成し、解析を行う。ガラス固化体中間貯蔵期間後の発熱のプロファイルは、原子力機構が提示する。

- 解析モデル：廃棄体を中心に据えた 3 次元モデルとする。シナリオ構築の結果、解析でモデル化する必要がある構成要素を抽出し、解析モデルに組み込む。対称性を考慮して解析モデルを効率的に作成する場合、境界条件等を明確にすること。
- 解析時間：シナリオに基づき、ガラス固化体中間貯蔵後から人工バリア定置時まで
- モデル化した要素の物性値：シナリオ構築の結果、解析でモデル化する構成要素の物性値を設定する。
- 発熱源のプロファイル：ガラス固化体の発熱の経時変化のプロファイルを参照する。
- 解析コード：使用する解析コードは指定しないが、使用する解析コードの情報について、事前に原子力機構に共有すること。
- 解析ケース：2.1 で構築したシナリオのうち、基本ケースを設定し、作業工程で考慮した時間配分、モデル化要素の物性値をパラメータとして、10 ケース程度を行う。

表-2 解析モデルの物性等の一覧*

モデル化する構成材料	備考
ガラス固化体	再処理過程で製造され、発熱量を規定
オーバーパック	炭素鋼を想定
空気層	各材料間の隙間
大気	開放系の空間
搬送時の遮蔽体	施設間搬送、地下施設での搬送を想定
コンクリート	建屋の施工材料
その他、シナリオで考慮するもの	

* 表中の項目は事例として示すものであることに留意すること。

解析条件（解析ケース等を含む）の詳細については、原子力機構と協議の上、決定すること。

2.3 報告書の作成

2.1～2.2 の内容をまとめ、報告書を作成する。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。（以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。）

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
- イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で（第7条に規定する費用を除く。）譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

（単独知的財産権の移転）

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知

して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

情報セキュリティ強化に係る特約条項

受注者（以下「乙」という。）は、本契約の履行に当たり、情報セキュリティの強化のため、契約条項記載の情報セキュリティに係る遵守事項に加え、以下に特約する内容を遵守するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の対処方法及び報告手順）

第1条 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した際の対処方法（受注業務を一時中断することを含む。）及び発注者（以下「甲」という。）に報告する手順について整備しておかなければならない。

（情報セキュリティ強化のための遵守事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ強化のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

- (1) この契約の業務を実施する場所を、情報セキュリティを確保できる場所に限定し、それ以外の場所で作業をさせないこと。
- (2) 業務担当者に遵守すべき情報セキュリティ対策について教育・訓練等を受講させるとともに、業務担当者には甲の情報セキュリティ確保に不断に取り組み、甲の情報及び情報システムの保護に危険を及ぼす行為をしないよう誓約させること。また、業務担当者の異動・退職等の際には異動・退職後も守秘義務を負うことを誓約させ、これを遵守させること。
- (3) 暗号化を要する場合は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式を実装し、暗号鍵を適切に管理すること。
- (4) 甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を受注した業務の遂行以外の目的で利用しないこと。
- (5) 甲が提供する情報を取り扱う情報システムへの不正アクセスを検知・抑止するために、ログを取得・監視し全ての業務担当者についてシステム操作履歴を取得すること。
- (6) 甲が提供する情報を格納する装置、機器、記録媒体及び紙媒体について、業務担当者のみがアクセスできるよう施錠管理や入退室管理を行い、セキュアな記録媒体の使用や使用を想定しないUSBポートの無効化、機器等の廃棄時・再利用時のデータ抹消など想定外の情報利用を防止すること。
- (7) 情報システムの変更に係る検知機能やログ解析機能を実装し、外部ネットワークへの接続を伴う非ローカルの運用管理セッションの確立時には、多要素主体認証を要求するとともに定期的及び重大な脆弱性の公表時に脆弱性スキャンを実施し、適時の脆弱性対策を行うこと。

- (8) システムの欠陥の是正及び脆弱性対策について、対策計画を策定し実施するとともに、システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等の情報セキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行うこと。
- (9) 委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者に対して、業務担当者が遵守すべき情報セキュリティ対策についての教育・訓練等を行うこと。
- (10) 契約条項に基づき甲が乙に対して行う情報セキュリティ対策の実施状況についての監査の結果、情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合には、甲と協議の上改善を行い、甲の承諾を得ること。
- (11) 契約の履行期間を通じて前各号に示す情報セキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収を受けること。また、本契約の履行に関し、甲から提供を受けた情報を含め、本契約において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消を行うこと。